令和5年12月19日

加入生産者　各位

（一社） 日本養鶏協会

特定の損失等の補塡業務に係る資金の指定について
（第5期鶏卵生産者経営安定対策事業）

当協会の鶏卵生産者経営安定対策事業の実施につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度から令和7年度までの第5期鶏卵生産者経営安定対策事業に係る加入生産者の皆様が負担している負担金（積立金及び協力金）につきましては、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当し、「特定の損失等の補塡業務に係る資金」として、令和5年12月7日付けで国税庁長官の指定（損金算入の経費処理ができます。）を受けましたのでお知らせ申し上げます。

（参　考）

○所得税法施行令(抜粋)

第十款　特定の損失等に充てるための負担金の必要経費算入

第一六七条の二　居住者が、各年において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、その支出した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一　当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。

二　当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなっていること。

三　当該資金が当該業務の目的に従って適正な方法で管理されていること。

○法人税法施行令(抜粋)

（特定の損失等に充てるための負担金の損金算入）

第一三六条　内国法人が、各事業年度において、農畜産物の価格の変動による損失、漁船が遭難した場合の救済の費用その他の特定の損失又は費用を補てんするための業務を主たる目的とする公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人の当該業務に係る資金のうち短期間に使用されるもので次に掲げる要件のすべてに該当するものとして国税庁長官が指定したものに充てるための負担金を支出した場合には、その支出した金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該資金に充てるために徴収される負担金の額が当該業務の内容からみて適正であること。

二　当該資金の額が当該業務に必要な金額を超えることとなるときは、その負担金の徴収の停止その他必要な措置が講じられることとなっていること。

三　当該資金が当該業務の目的に従って適正な方法で管理されていること。